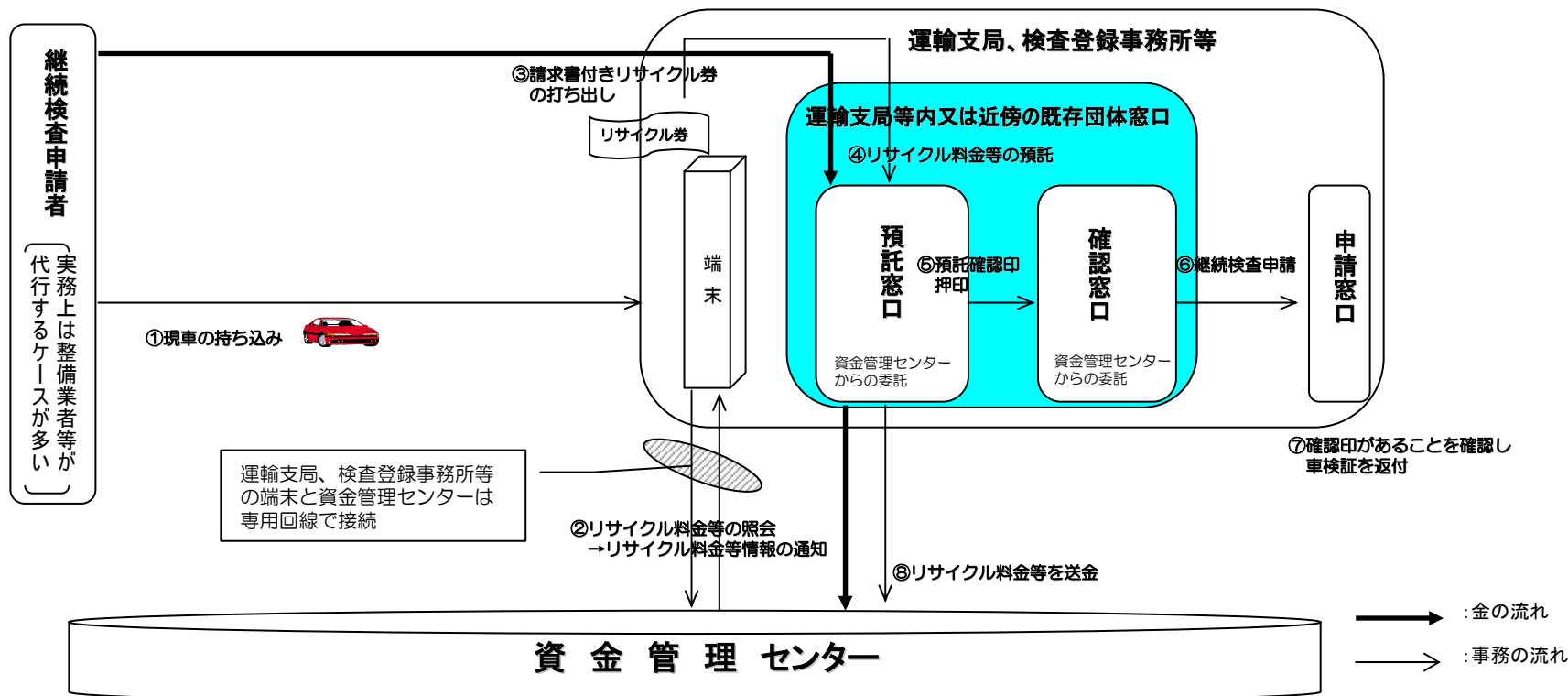
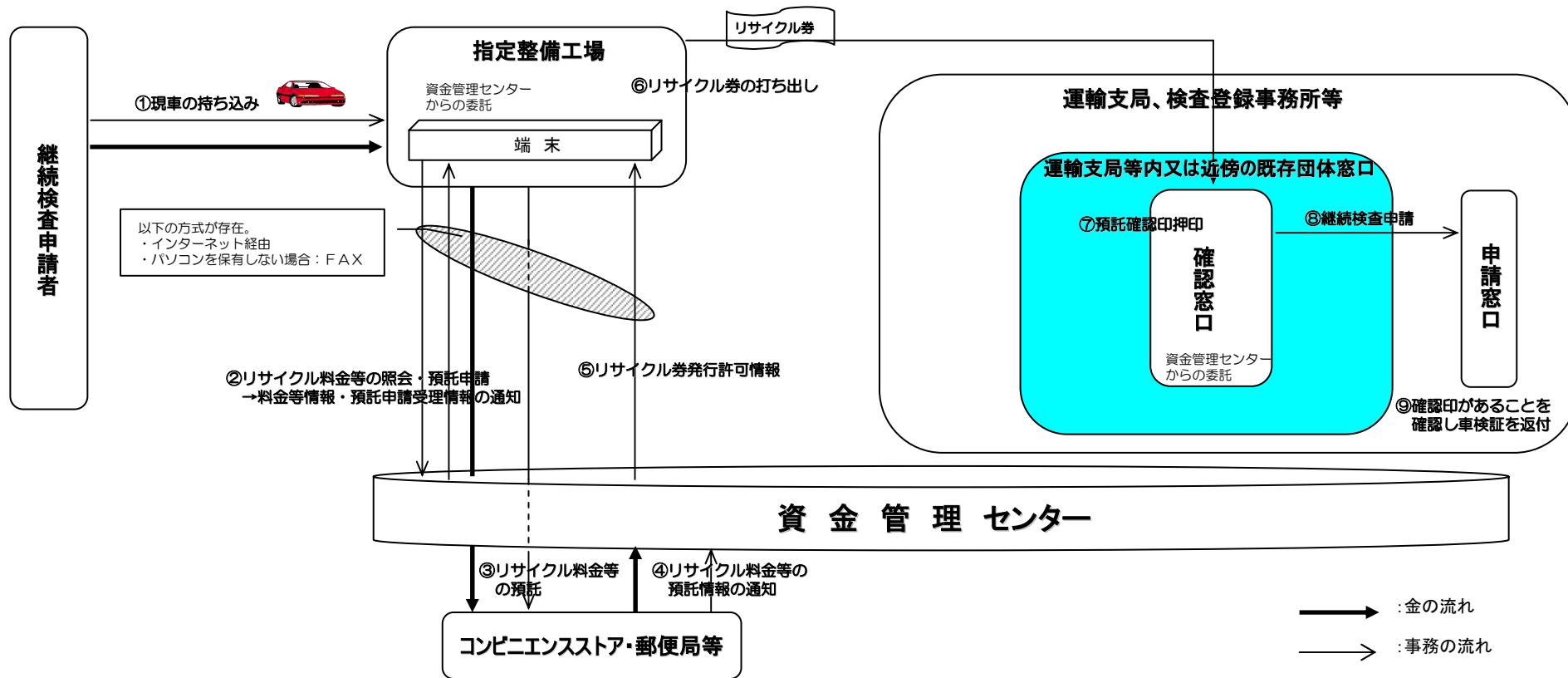


1. 継続検査時預託①：認証整備事業者等経由、ユーザー車検で行う継続検査（約1000万台/年）  
に対応したリサイクル料金等の預託



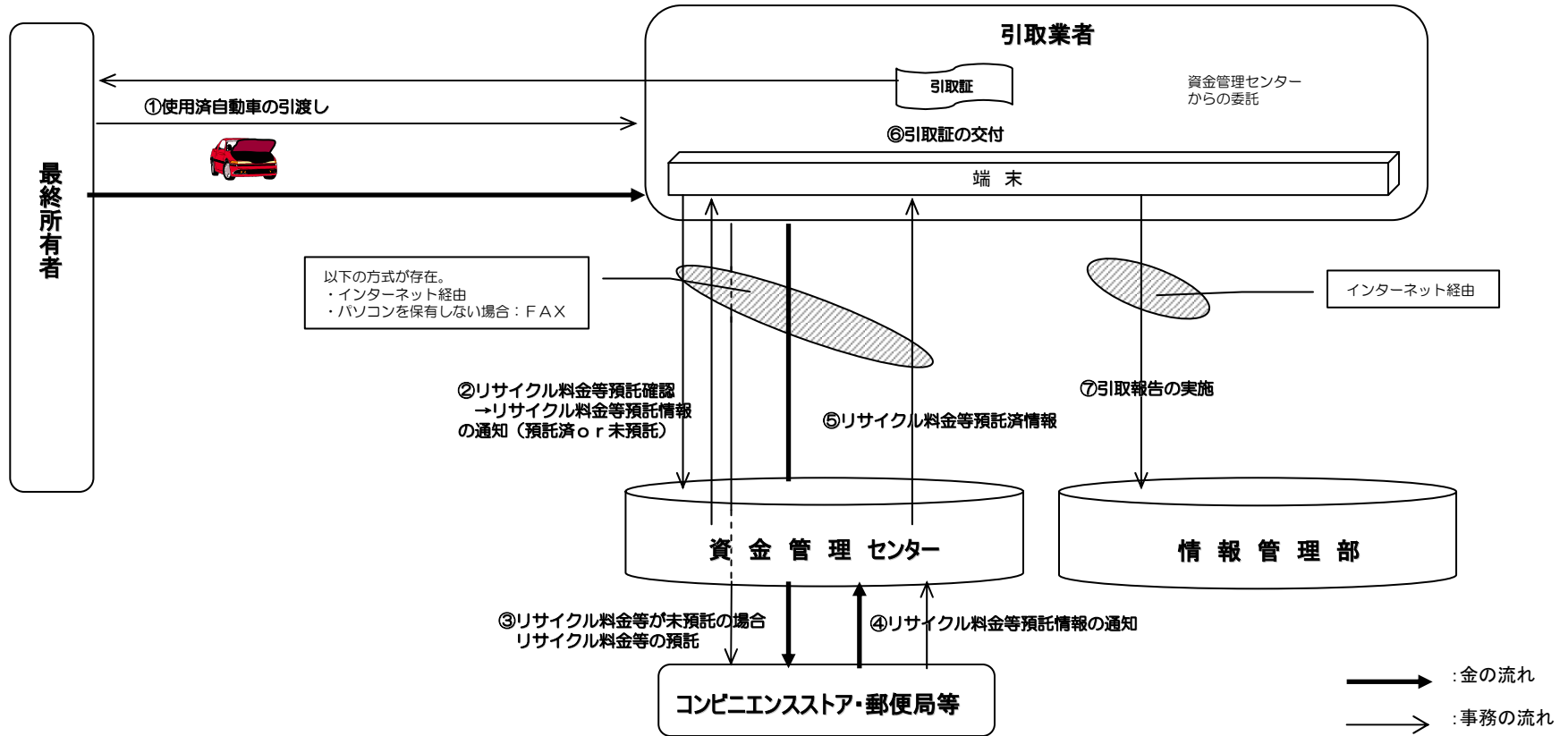
- ① 運輸支局・検査登録事務所等への現車の持ち込み。
- ②、③ 登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理センターにリサイクル料金等を照会し、請求書付きリサイクル券を打ち出す。
- ④ 請求書付きリサイクル券を支払窓口に提示し、リサイクル料金等を預託。
- ⑤ 切り離されたリサイクル券を自動車検査票等と共に確認窓口に提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨自動車検査票に押印。
- ⑥ 押印された自動車検査票等を含め必要書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。
- ⑦ 申請窓口においては、自動車検査票等に確認印があることを確認し車検証を返付。
- ⑧ 団体はリサイクル料金等を資金管理センターへ送付

## 2. 継続検査時預託②：指定整備事業者等経由で行う継続検査（約2200万台／年）に対応した リサイクル料金等の預託



- ①指定整備工場への現車の持ち込み。
- ②登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理センターにリサイクル料金等を照会するとともに預託を申請。  
資金管理センターからリサイクル料金等情報・預託申請受理情報を通知。
- ③リサイクル料金等の預託
  - (1)口座引落（月2回の引落を想定）
  - (2)コンビニエンスストア利用（SPC・払込票をコンビニに提示）
  - (3)郵便局利用（自社の郵便局口座から資金管理センターの口座へ自動払込み）の3方式
- ④、⑤、⑥コンビニエンスストア、郵便局から資金管理センターへリサイクル料金等預託情報が通知され、リサイクル券の発行が許可される。  
これを受けて、指定整備工場においてリサイクル券を打ち出す（口座引落の場合、預託申請を受理した時点でリサイクル券の打ち出し可）。
- ⑦リサイクル券を保安基準適合証と共に確認窓口へ提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨保安基準適合証に押印。
- ⑧押印された保安基準適合証を含め、必要な書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。
- ⑨申請窓口においては、保安基準適合証に確認印があることを確認し車検証を返付。

### 3. 引取時預託



- ① 使用済自動車の引渡し。
- ② 登録・車両番号又はリサイクル券番号及び車台番号を用いて預託確認。資金管理センターから預託済又は未預託情報を通知。  
 預託済の場合 →⑥へ。  
 未預託の場合 →③へ。
- ③ リサイクル料金等の預託  
 (1) コンビニエンスストア利用 (SPC・払込票をコンビニに提示)  
 (2) 郵便局利用 (自社の郵便局口座から資金管理センターの口座へ自動払込み)  
 (3) 口座引落 (月2回の引落を想定) の3方式。
- ④、⑤、⑥ コンビニエンスストア、郵便局から資金管理センターへリサイクル料金等預託情報が通知され、引取報告の実施を許可。  
 これを受けて引取業者において引取証を交付。  
 (システムから引取証として利用できる書面の打出しを可能とする方向)  
 (口座引落の場合、預託申請を受理した時点で引取報告可)
- ⑦ 引取業者において引取報告を実施。